

## 草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）に関する意見募集結果一覧

【意見募集期間：平成24年3月1日（木）から平成24年3月30日（金）】

【意見提出件数：意見提出者数8人、意見提出件数16件】

※「意見のタイトル」及び「意見」の記載表現については、提出された意見応募用紙の記載表現のまま掲載しています。

整理 番号	意見のタイトル	意 見	市の考え方
1	P21 基本構想図（案）について	<p>【意見番号1-1（通番①）】</p> <p>図面を見ると公共交通機関を利用した来訪者が対象になっているように感じられますが、地域住民の施設利用や地域企業へ勤める会社員など通勤通学利用も考慮した方が使いやすい道路空間になるのではないのでしょうか。</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき策定される「草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想」は、高齢者、障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、一定の地区（重点整備地区）における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するものです。</p> <p>高齢者、障がいのある人等を対象として、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の促進を図ることで、「すべての人に楽しく安全な道筋づくり」を目指していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※高齢者、障がいのある人等とは</p> <p>高齢者や障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含む、全ての障がいのある人）、妊産婦、けがをしている人など</p> </div>

		<p>【意見番号1-2（通番②）】</p> <p>具体的には、</p> <p>①中学校や県立大学、街区公園は避難地としての利用も想定されることから交通弱者に配慮するため施設指定をし、草薙駅通2号線の指定を県大前道路に移行させるのが望ましいと考えます。</p>	<p>①について</p> <p>防災的な観点も市としては重要な事項ではありますが、当該基本構想では、高齢者、障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的としています。</p> <p>生活関連施設の指定については、特別特定建築物に定義される建築物より、利用状況や利用頻度を考慮して選定しました。</p> <p>ご意見をいただいた中学校や県立大学は、生徒や学生、街区公園は、街区内に居住する人の利用を主としており、不特定かつ多数の人の利用を主としていないため、生活関連施設の指定はしていませんが、それぞれの施設管理者により、利用する人に合わせた施設整備が進められています。</p> <div data-bbox="1435 1023 1939 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※特別特定建築物（法第2条第17項）</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条」）ものをいう。</p> </div> <div data-bbox="1435 1318 1939 1412" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※施行令第5条に定義される建築物の抜粋（一例）</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する官公署、養護学</p> </div>
--	--	---	--

		<p>校（特別支援学校）、老人ホーム、福祉ホーム、病院、百貨店、美術館又は図書館 など</p> <p>※街区公園 主に街区内に居住する者が利用することを目的とする公園</p> <p>県立大学前の経路については、東端の交差点部のカーブ及び勾配が急で、地形的な影響を受け物理的にバリアフリー化が困難であるため、より安全な歩行空間を確保することができる経路として、「草薙駅通3号線（緑色⑧）」及び「草薙駅通2号線（緑色⑨）」を「その他生活関連経路」として指定しました。</p>	
		<p>【意見番号1-3（通番③）】</p> <p>②静鉄御門台駅、県立美術館前周辺の市街地整備を促すため駅の徒歩圏は重点整備地区に含めての方が望ましいと考えます。</p>	<p>②について</p> <p>静岡市では、第2次静岡市総合計画で「都心」「副都心」「地域拠点」に位置付けられる地域で、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅を中心としてバリアフリー基本構想を策定しています。</p> <p>草薙駅周辺地域では、JR草薙駅と静岡鉄道草薙駅が利用者数3,000人以上の駅であり、この両駅を中心として、高齢者、障害のある人が通常徒歩で移動する範囲（概ね500m～1,000m）を対象に</p>

		<p>生活関連施設等の立地状況、旅客施設や有度山の丘陵地の地形を考慮し、重点整備地区を定めています。</p> <p>ご意見いただいた両駅については、現時点で利用者数 3,000 人に満たないことから、区域の中心としてではなく、区域を構成する施設の一つとして生活関連施設に指定をしています。</p>	<p>※1日当たりの平均的な利用者数（平成 21 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR草薙駅                                 : 17,170 人</li> <li>・ 静岡鉄道草薙駅                         : 6,861 人</li> <li>・ 静岡鉄道御門台駅                     : 2,627 人</li> <li>・ 静岡鉄道県立美術館前駅           : 1,731 人</li> </ul>
		<p>【意見番号 1-4（通番④）】</p> <p>③草薙 32 号線の先に指定施設がなく何のために指定されているのか理解できないため大きな企業等を指定してそこまでの経路を指定した方が望ましいと考えます。</p>	<p>③について</p> <p>草薙 32 号線（赤色③）については、草薙駅周辺整備事業に伴い、JR草薙駅の北口新設及び道路拡幅を予定しており、国道 1 号方面から JR草薙駅へ向かう主要な歩行者導線となることから、将来の展望を見据え、主な生活関連経路に指定しました。</p> <p>なお、企業については、特別特定建築物に該当しないため、生活関連施設に指定していません。</p>

		<p>【意見番号1-5（通番⑤）】</p> <p>④JRの南北ルートが1本では地区の往来が不便であるため指定路線を増やす必要があると考えます。</p> <p>※全体的に指定路線が少ない感があります。</p>	<p>④JR沿線より北側の地域に、特別特定建築物がないことから、草薙32号線のみを経路として指定しています。今後の状況の変化に応じ、経路の見直し等を図っていきたいと考えています。</p>
P24	公共交通特定事業について	<p>【意見番号1-6（通番⑥）】</p> <p>P18で、道路整備だけでは車椅子の自走が困難なため、バスによる移動を推進する記述がありますが、特定事業の中に推進する内容が盛り込まれていないように見られます。</p> <p>このため、バスを日常の足として利用できるように路線の拡充や増便、料金設定の見直しに関する記述を特定事業に加えるなど、車椅子利用者を始めとした歩行弱者への配慮が望まれます。</p>	<p>バリアフリー新法では、「公共交通特定事業」に関し、特定旅客施設や特定車両の整備を定めており、公共交通機関の利用の推奨といった項目は含まれていません。</p> <p>したがって、当該基本構想では、P18に「バスによる移動を推奨」と記載し移動等円滑化に資する取組むべき項目とすることで、バス事業者に協力を求めています。</p> <p>現在、市とバス事業者で協議をし、県立美術館バス停に向かうバスについては、低床バスをできるだけ導入する方針で進めています。</p> <p>今後も移動等円滑化がより図れるように市とバス事業者で継続した協議を実施していきます。</p> <p>なお、P18の「バスによる移動を推進し」の記載を「バスによる移動を推奨し」</p>

			に改め、より適切な表現となるようにしました。
2	バリアフリー要望について	<p>【意見番号2-1（通番㉗）】</p> <p>自転車を押して歩くスロープを作って欲しいです。</p> <p>ベビーカーなどと共用で作れないでしょうか？</p>	<p>JR草薙駅と一体に整備する南北自由通路のこととしてお答えさせていただきます。</p> <p>南北自由通路については、スロープの設置を予定していませんが、エレベータを設置し、バリアフリー化を図ります。</p> <p>ただし、歩行者専用の通路となるため、ベビーカーの通行はできますが、自転車の通行はできません。</p> <p>自転車につきましては、ひきつづき周辺の踏切等を通行していただくこととなります。</p>
3	車イス用トイレについて	<p>【意見番号3-1（通番㉘）】</p> <p>車イス用トイレ1箇所だけでなく2箇所ほしいです。</p> <p>急を要する時必要です。</p>	<p>多目的トイレの設置については、南口側に1箇所、北口側に1箇所、駅内（改札口の中）に1箇所の計3箇所の設置を予定しています。</p>
	駅からの歩道について	<p>【意見番号3-2（通番㉙）】</p> <p>駅とつながる駐車場、静鉄電車の駅の歩道が屋根つきでつながるととても助かるし便利です。</p>	<p>歩道の屋根については、基本構想（案）P.26 その他事業の「JR草薙駅の交通機関乗継ぎ環境の整備」で駅前広場への「上屋設置可能箇所の検討」として位置付けています。</p>

			貴重なご意見として今後の検討材料とさせていただきます。
4	市道楠新田草薙1号線における道路特定事業（その他生活関連経路）について	<p>【意見番号4-1（通番⑩）】</p> <p>①意見表題 道路特定事業に伴う道路整備事業の設計・施工時における歩道整備（電柱の移転）要望について</p> <p>②意見箇所 道路特定事業（その他生活関連経路）に位置づけられている市道楠新田草薙1号線（特に南幹線～市道草薙三丁目長崎新田線との交差点間）</p> <p>③意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道楠新田草薙1号線（特に南幹線～市道草薙三丁目長崎新田線との交差点間）では、歩道部分と車道部分とに高低差による物理的な区別がなく、アスファルトに赤い着色舗装を使用することで視覚的な歩車分離を図っている。</li> <li>この歩道は有度第二小学校や第七中学校への主要な通学路の一つとなっており、朝夕の登下校時には大勢の児童・生徒が利用している。</li> <li>一方で、通勤時間帯においては混雑する南幹線の抜け道として利用されてお</li> </ul>	<p>「楠新田草薙1号線（緑色⑭）」につきましては、JR草薙駅方面から、有度生涯学習交流館に向かう「その他生活関連経路」として、できる限りバリアフリー化をする位置付けとして指定しました。</p> <p>当該経路は、地区の生活道路であるとともに、周辺学校の通学路として利用されており、縁石等による歩車分離が図られていないなどの課題がある中で、限られた道路幅員において「赤い着色舗装」により、歩道と車道を視覚的に分離し、歩行空間を確保する対策を実施しています。</p> <p>また、着色舗装部分の幅員については、電柱のある箇所で、電柱を除き約1.5mあり、車いすの通行に必要な最低限の幅員（1m以上）は確保できている状況にあります。</p> <p>このことから、当該経路のバリアフリー化としましては、交差点部における視覚障害者誘導用ブロックの設置（注意喚起の点状ブロック）を実施していく計画であります。</p>

		<p>り、特に朝の時間帯はかなりの交通量があるうえに、抜け道ということでかなりの猛スピードで車が通り抜ける危険な道路でもある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この道路の危険性を裏付ける一つの事実として、市道楠新田草薙1号線と市道草薙三丁目長崎新田線との交差点では頻繁に事故が発生しており、警察が信号機の設置を検討している事があげられる。</li><li>・この市道楠新田草薙1号線（特に南幹線～市道草薙三丁目長崎新田線との交差点間）では、歩道（赤色舗装部分）内に電柱が複数設置されており、ここを通学する児童生徒は車道側にはみ出ながらこの電柱を迂回せざるを得なくなっており、大変危険な状況が生じている。</li><li>・今回の道路特定事業においては「視覚障害者誘導用ブロックの整備」「安心、安全、快適な歩行空間の確保」があげられているが、歩道内に電柱が存在している現状では、視覚障害者誘導用ブロックの設置に支障をきたすばかりでなく、設置後は児童・生徒が電柱を迂回する視覚障害者を更に迂回するため</li></ul>	<p>ご意見いただいた無電柱化や電柱の移設については、都市計画として全市的な優先度等の検討を要する課題であり、市と電力会社等とで継続して協議をしているところであり、当該経路の実施の可否をここで回答することはできませんが、基本構想に「その他生活関連経路」として位置づけることで、バリアフリーの観点からも安全・安心・快適な歩行空間の確保ができるよう検討を進めていきたいと考えております。</p>
--	--	---	---



		<p>に、車道内に大きくはみ出て歩行せざるを得なくなる可能性があり、安心、安全、快適な歩行空間を確保するどころか、逆に視覚障害者・児童生徒共に危険な状態となる恐れがある。</p> <p>・このような現状から、市道楠新田草薙1号線（特に南幹線～市道草薙三丁目長崎新田線との交差点間）の整備時においては、歩道内に設置されている電柱の地中化や撤去を図る、あるいは歩道が設置されていない道路反対側に移設する、または車道側に移転するなど、少なくとも歩道内に電柱が存在する状況を解消する必要があると考えられ、事業化にあたっては歩道内に存在する全ての電柱の移設を強く要望するものである。</p>	
5	JR草薙駅橋上改良・南北自由通路について	<p>【意見番号5-1（通番①）】</p> <p>多目的トイレは複数個ほしいと思います。</p> <p>※設置箇所の案</p> <p>①エスカレータの下を利用</p> <p>②橋上通路の一部を横に迫り出して、体裁よく作れば、保安・保守が楽になると思う</p>	<p>多目的トイレの設置については、南口側に1箇所、北口側に1箇所、駅内（改札口の中）に1箇所の計3箇所の設置を予定しています。</p> <p>いただいた設置箇所の案①②につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

	草薙駅周辺の歩道（手動車椅子）	<p>【意見番号5-2（通番⑫）】</p> <p>特に半身不随の方は、水溜防止の為に傾斜が車道の方についているので、危険で走行が大変なので、傾斜の角度を緩やかにしてもらいたい。</p> <p>また、歩道に上がるスロープも同じに考慮願いたい。</p>	<p>可能な限り移動等円滑化基準に沿った横断勾配1%以下、縦断勾配5%以下の歩道確保に努めていきます。</p> <p>また、歩道に上がる乗入れ部分については、車椅子が走行しやすい構造を検討していきます。</p>
	各施設の電力、電量は、自作自消を目標にして、経費始末をお願いします。	<p>【意見番号5-3（通番⑬）】</p> <p>この間、テレビでソーラー発電を民間工場と金沢大学の共同で、薄く、軽くて自由に折り曲げ出来る太陽発電板を開発され、屋根の上でなく、壁の周りを利用出来ると思う。</p> <p>また、蓄電器も小型で軽量のリチウム電蓄も考えられている。（この間、有名になった「はやぶさ」には古河電気のバッテリーが使われた事を聞きました。）</p> <p>薄くて軽いバッテリー</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
6	目次5の（1）目標とする整備時期	<p>【意見番号6-1（通番⑭）】</p> <p>平成32年（2020年度）と平成27年度までの完了の二つに定めて下さり</p> <p>①駅前メインストリートの歩道整備（凸凹、段差解消）</p> <p>②歩道の夜間照明灯の増設</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>各特定事業について、できるだけ早期に完了することができるように努めていきます。</p>

		③点字ブロックの老朽化している所等は、早く完了することを期待しています。	
	目次1と6	【意見番号6-2（通番⑮）】 表紙の基本構想の下の部分に ～すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～と書いてあることに これならおまかせして大丈夫だと思い 6の今後の取組みの1番に心のバリアフリーの実現を目指して下さるとあり、すみずみまでよく考えて下さっていると思いました。	ご意見ありがとうございます。
7	新駅舎を楽しみにしています。	【意見番号7-1（通番⑯）】	ご意見ありがとうございます。